

本号で公布された条例のあらまし

◇食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第1号）

- 1 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部改正により、県が条例で定めることとされる営業施設の基準について、参酌すべき基準が定められたこと等に伴い、食品衛生法施行条例（平成12年香川県条例第1号）、香川県魚介類行商に関する条例（平成15年香川県条例第6号）、香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県条例第4号）、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）等について、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和3年6月1日から施行することとした。

◇香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第2号）

- 1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一部改正により、全ての石綿含有建材が規制対象とされたこと等に伴い、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号）、香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）等について、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和3年4月1日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第3号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、使用料及び手数料を改定することとした。
- 2 令和3年4月1日から施行することとした。

◇香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第4号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費及び他県における同種の料金等との均衡を保つ観点から、香川県環境保健研究センター等の手数料を改定することとした。
- 2 令和3年4月1日から施行することとした。

◇香川県都市公園条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第5号）

- 1 瀬戸大橋記念公園球技場の第4グラウンド改修に伴い、使用料を改定することとした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県薬事審議会条例等の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第6号）

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正により、地域連携薬局の認定等に係る申請手続が新設されること等に伴い、香川県薬事審議会条例（昭和36年香川県条例第39号）、香川県使用料、手数料条例及び香川県事務処理の特例に関する条例について、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和3年8月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇香川県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第7号）

- 1 香川県子育て支援対策臨時特例基金の設置期限を令和3年12月31日から令和6年12月31日に延長することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第8号）

- 1 公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、長期休業期間等において勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合、教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができることとした。
- 2 令和3年4月1日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第9号）

- 1 職員の特殊勤務手当について、作業の特殊性、困難性を考慮し、支給する手当について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和3年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第10号）

- 1 職員の適正な身分保障のため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）上、条例で特別に定めることとされている失職の例外対象を、公務遂行中の過失による事故又は通勤中の過失による交通事故に見直すこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第11号）

- 1 小学校の児童数や中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めることとした。
- 2 令和3年4月1日から施行することとした。

◇香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第12号）

- 1 香川県立中央病院の診療科目について、現在の三次救急医療を担う診療実態を踏まえ救急科を診療科名に追加するとともに、患者の適切な診療科選択を促すために神経内科を脳神経内科に変更するなど、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和3年4月1日から施行することとした。